

介護保険

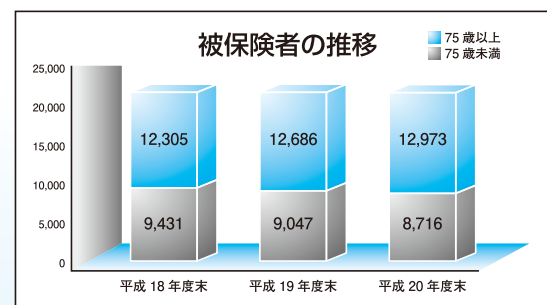
〈情報コーナー〉

平成20年度介護保険状況についてお知らせします

平成20年度の雲南地域の介護保険の状況を、平成18年度、平成19年度の実績と比較しながらみていきます。雲南広域連合では、近年の状況を踏まえながら必要な見直し等の措置を行い、今後も安心した介護サービスが利用できるよう努めます。

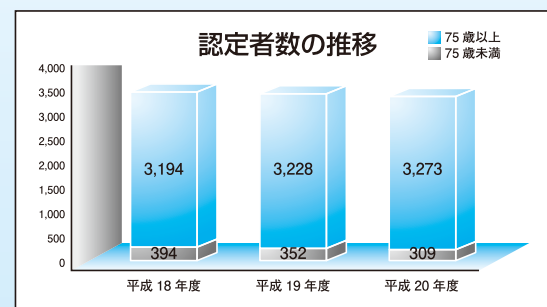
1 第1号被保険者(65歳以上の方)数の状況

第1号被保険者の各年度末の人数を比較すると、平成18年度は21,736人、平成19年度は21,733人、平成20年度は21,689人と減少傾向にあります。しかしながら、第1号被保険者のうち75歳以上の方の各年度末の人数を比較すると平成18年度は12,305人、平成19年度は12,686人、平成20年度は12,973人と推移しており、第1号被保険者に占める75歳以上の方の割合は毎年増加しています。



2 第1号被保険者(65歳以上の方)の認定状況

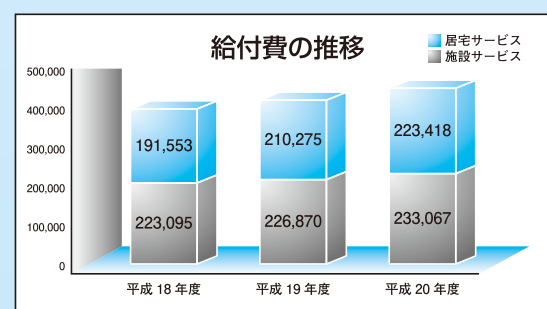
各年度の認定者数(月平均)を比較すると、平成18年度は3,588人、平成19年度は3,580人、平成20年度は3,582人と横ばいの状況です。しかしながら、認定者のうち75歳以上の方の人数を比較すると、平成18年度は3,194人、平成19年度は3,228人、平成20年度は3,273人と毎年増加しています。



3 介護サービスの給付状況

各年度の介護サービス等の給付状況(月平均)を比較すると、給付費総額は平成18年度から平成19年度にかけておよそ22,497千円の増、平成19年度から平成20年度にかけてはおよそ19,340千円の増となっており、毎年増加しています。

介護サービスは、在宅での介護を中心とした居宅サービス(訪問介護、通所介護、短期入所など)と、介護保健施設に入所してサービスを受ける施設サービスとに分かれますが、両方ともサービス利用者が増えるほど、給付費も増加します。



★ 雲南地域をバスに載せて発信! ★

広島県の方に雲南地域をより身近に、また親しみを感ずってもらうために、雲南地域のロゴマークを高速バスの背面に掲載しています。



この高速バスは、月に26回、松江市から雲南市・飯南町を経由し、広島県を往復するものです。そのため、広島県の方にも良く目につき、雲南地域をアピールできます。

雲南広域連合では、今後、さらなる情報発信に努め、雲南地域のイメージ定着、誘客及び雲南産品の販路拡大を目指し、広島に向けて訴求力の高いPRを展開します。

雲南広域連合設立10周年、記念講演会を開催します。

雲南広域連合は、平成11年8月の発足から今年で10年を迎えました。

これを記念し、「10周年記念講演会」を開催します。

講演会には一般の方も参加できますので、皆様のご来場をお待ちしています。

- 日時 平成21年7月29日(水) 午後2時から
- 場所 雲南市三刀屋町三刀屋
三刀屋農村環境改善メインセンター
- 講師 多田そうべい(元 殿さまキングス)
- 内容 上手に年齢(とし)をとる方法
～老いを認めること～



※詳しくは、雲南広域連合総務課(0854-45-5880)へお問合せください。

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度が始まりました。

〈高額医療・高額介護合算療養費制度〉

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます。介護保険と医療保険のそれぞれの月額を限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の自己負担額を合算して年額の限度額（下表）を超えた場合は、申請によりその超えた分が後から支給されます。

高額医療・高額介護合算療養費制度の自己負担限度額（年額／8月～翌年7月）

所得区分	70歳未満の人	所得区分	70～74歳の人	後期高齢者医療制度で医療を受ける人
上位所得者 (世帯の合計所得が600万円以上)	126万円(168万円)	現役並み所得者 (高齢受給者証の負担割合が3割)	67万円(89万円)	67万円(89万円)
一般	67万円(89万円)	一般	56万円(75万円)	56万円(75万円)
住民税非課税世帯	34万円(45万円)	低所得者Ⅱ (住民税非課税世帯)	31万円(41万円)	31万円(41万円)
		低所得者Ⅰ (住民税非課税世帯で 年金収入80万円以下等)	19万円(25万円)	19万円(25万円)

- ・平成20年4月から7月までの分は、平成20年8月から平成21年7月までの分と合算して（ ）内の限度額を適用する場合があります。
- ・低所得者Ⅰで介護保険の受給者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

平成21年度介護支援専門員 実務研修受講試験の実施について

- 試験日 平成21年10月25日（日）
会場 島根大学（松江市）
県立浜田高等学校（浜田市）
受験資格 保健・医療・福祉分野で原則5年以上実務経験を有する方
受験手数料 7千円
申込期間 7月21日（火）～8月10日（月）
要項 6月23日（火）から県庁高齢者福祉課、各保健所、各福祉事務所、各市役所・町村役場で配布
問合せ先 県庁高齢者福祉課 TEL 0852 - 22 - 6520



介護保険料滞納者への給付制限について

災害などの特別な事情がないにもかかわらず、介護保険料を滞納されると、介護サービス利用者に対して、滞納期間に応じて次の給付制限を行います。

介護が必要となったときのため、そして介護保険制度の健全な運営のために、保険料はきちんと納めましょう。

○第1号被保険者(65歳以上)の方の場合

- ・納期限から1年以上滞納されると

介護サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。広域連合は、利用者の申請により、後で保険給付分(9割)を支払います(給付費の償還払い)。



- ・納期限から1年6か月以上滞納されると

保険給付の一部、または全部を一時的に差し止めます。それでもなお納付がない場合は、差し止めた給付費から滞納保険料額を差し引きます。



- ・納期限から2年以上滞納されると

保険料の滞納期間に応じて、利用者負担割合を1割から3割に引き上げます。また、高額介護サービス費が受けられなくなります。

○第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の方の場合

要介護認定等の申請をされた時点で、医療保険料(国民健康保険や健康保険)の滞納がある場合は、給付費の支払方法を償還払いに変更したり、給付費の一時差し止めを行います。

※現在サービスを利用されていない方については、地方税法にもとづき、差押などの滞納処分を行う場合があります。また、現在要介護・要支援認定を受けていない方でも、新たに認定を受けた時点で、過去の保険料滞納状況に応じて、上記の給付制限を行います。

※災害などの特別な事情があると認められたときは、保険料の減免や徴収の猶予を受けられることがありますので、納付が難しいときは雲南広域連合または各市町介護保険担当までご相談ください。